

# 県安管協会ニュース

(一社)宮城県安全運転管理者協会・宮城県安全運転事業主会連合会

令和2年6月

№19

Tel022-361-0313

fax022-362-3801

e-mail

info@kenankan.or.jp

## 【6月30日からあおり運転が厳罰化されます！】

2017年6月の東名高速道路でのあおり運転が起因する死亡事故以来、社会問題化していましたが、このほどあおり運転を「妨害運転」と規定するとともにその罰則を強化した改正道路交通法施行令が閣議決定され、6月30日から施行されることになりました。

## 【妨害運転とは】

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為（※10類計の違反～下図参照）を行った場合、「妨害運転」として、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（違反点数25点、欠格期間2年）に処せられます。これまでは、車間距離不保持等による反則金処理の場合もありましたが、今後は、反則金の適用はなくなり、懲役刑か罰金が適用されることとなります。

そして、妨害運転によって、高速道路において他の自動車を停止させ、一般道路において衝突事故を発生させるなどの著しい交通の危険を生じさせた場合は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（違反点数35点、欠格期間3年）に処せられます。

### 一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10類の違反



## 【自動車運転処罰法の適用範囲拡大】

飲酒運転等の危険な運転をして、人身事故を起こした場合、道路交通法の範疇を離れ「自動車運転死傷行為処罰法」（特別刑法）によって処罰されますが、その適用範囲が「妨害運転」にも拡大され、7月2日から施行されます。従来対象であった「アルコールや薬物で正常な運転ができないのに車を運転する」、「制御できないほどの猛スピードで運転する」、「危険な割り込み」等に加え、「走行する車の前で停止するなど著しく接近する」、「高速道路や自動車専用道路で停車するなどの方法で走行中の車両を停止・徐行させる」ような行為が「**自動車運転致傷行為**」とされます。交通事故で「**危険運転致死傷罪**」が適用されると、人を負傷させた場合は15年以下の懲役（違反点数45点～55点、欠格期間5年～7年）、死亡させた場合は1年以上20年以下の懲役刑（違反点数62点、欠格期間8年）となります。

## 【免許取り消し】

お分かりのとおり、「妨害運転」は一発で免許取り消しになります。そして、欠格期間も最低でも2年、危険運転致傷罪に問われれば、5年間も運転免許を取得できないこととなります。飲酒運転と同様に仕事を失うことになりかねませんので、従業員の皆さんに指導してください。